

平成19年度  
森林及び林業施策

第166回国会（常会）提出





<b>概 説</b> .....	1
1 施策の背景（基本的認識）.....	1
2 財政措置.....	2
3 税制上の措置.....	3
4 金融措置.....	4
5 政策評価.....	5
<b>I 森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全</b> .....	6
1 「美しい森林づくり推進国民運動」の推進.....	6
2 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の展開.....	6
3 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備.....	8
4 国土の保全等の推進.....	11
5 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進.....	13
6 国民の理解の下での森林整備の社会的コスト負担の検討.....	14
<b>II 林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化</b> .....	15
1 望ましい林業構造の確立.....	15
2 林業の担い手の確保・育成.....	16
3 地域資源の活用等による魅力ある山村づくりと振興対策の推進.....	18
4 特用林産の振興.....	19
5 過疎地域対策等の推進.....	19

### Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保…………… 20

- 1 木材の安定供給体制の整備……………20
- 2 木材産業の競争力の強化……………20
- 3 消費者重視の新たな市場形成と拡大……………21
- 4 適切な木材貿易の推進……………22

### Ⅳ 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及…………… 23

- 1 研究・技術開発等の効率的・効果的な推進……………23
- 2 効率的・効果的な普及指導の推進……………24

### Ⅴ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進…………… 25

- 1 開かれた国民の森林の推進……………25
- 2 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進……………25
- 3 適切で効果的な事業運営の確保……………28

### Ⅵ 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進…………… 29

- 1 国際対話への参画及び国際会議の開催等……………29
- 2 国際協力の推進……………29
- 3 地球温暖化問題への国際的対応……………31
- 4 違法伐採対策の推進……………31



# 概 説

## 1 施策の背景（基本的認識）

森林は、安全で安心できる暮らしを実現するために重要な国土保全、水源のかん養等の多面的機能の発揮を通じて国民全体に恩恵をもたらし、経済社会のあり方と深く結びついた「緑の社会資本」であり、その恩恵を将来にわたって永続的に享受できるよう適切な整備と保全・管理を図ることが重要である。

特に、京都議定書の第1約束期間を迎え、国内の森林整備及び保全と国産材の利用の推進を通じた二酸化炭素の吸収量の確保が緊急の課題となっている。

このため、多様で健全な森林整備・保全を推進するとともに、森林施業の集約化を推進し、川上・川下が連携して効率的な大ロットでの安定した木材供給の実現を図ることが必要である。

こうした中で平成19年度においては、農林水産省ほか7関係省庁が連携して「美しい森林づくり推進国民運動」を推進する。

「美しい森林づくり推進国民運動」は、国民の理解と協力を得て、適切な間伐を実施し間伐の遅れを解消するとともに、100年先を見据えた長伐期化、広葉樹林化など多様な森林づくりを進めることを目標としている。関係省庁の連携の下で、①生産サイドの構造改革を進めるとともに、木材利用の推進を図り間伐等の採算性を高めることによって適切な森林整備を進める、②森林整備・保全の担い手の確保・育成、山村地域の活性化を図ること等によって、適切な森林整備・保全を推進する、③森林所有者のみならず、都市住民・企業等による森林づくりを推進すること等が必要である。

## 2 財政措置

### (1) 財政措置

平成18年9月に策定された新たな森林・林業基本計画に沿って、森林・林業の諸施策を実施するため、平成19年度林業関係予算一般会計において公共事業2,923億円、非公共事業1,024億円、国有林野事業特別会計4,591億円及び森林保険特別会計53億円を計上する。特に、以下の施策に重点的に取り組む。

- ①多様で健全な森林整備・保全を通じた、森林吸収源対策を含めた「美しい森林づくり」の推進
- ②施業の集約化に必要な森林の情報を収集する活動への支援を行うなど、林業事業者等による森林施業の集約化の推進
- ③効率的な大ロットでの安定した木材供給の実現を図るための、木材の生産・流通に関する構造改革の総合的な推進
- ④木材産業の競争力強化、木質バイオマス利用促進等の取組を通じた、ニーズに応じた木材供給・利用量の拡大を図る取組の推進
- ⑤国民の安全・安心の確保のための、民有林・国有林を一体とした事業展開や地域における避難体制との連携を通じた効果的な治山対策の推進

#### 直近3カ年の林業関係予算の推移

(単位：億円、%)

	17年度	18年度	19年度
公共事業費	3,092 (95.0)	2,988 (96.6)	2,923 (97.8)
非公共事業費	1,101 (97.0)	1,038 (94.3)	1,024 (98.6)
国有林野事業特別会計	4,147 (106.3)	4,267 (102.9)	4,591 (107.6)
森林保険特別会計	57 (97.1)	55 (97.3)	53 (96.1)

注：当初予算であり、( )は前年度比率。

上記のほか、17年度から19年度の公共事業費には内閣府及び国土交通省計上の予算を含む。

国有林野事業特別会計の17年度は勘定統合後の18年度予算に合わせて組替掲記。



## **(2) 森林・山村に係る地方財政措置**

「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等を引き続き実施し、地方公共団体の取組を促進する。

森林・山村対策としては、①公有林等における間伐等の促進に要する経費、②国が実施する「緑の雇用担い手対策事業」と連携した林業の担い手確保に必要な実地研修及び新規就業者定着のための福利厚生等への支援、③民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行う場合の経営の安定化の推進、④地域材利用のための普及啓発及び木質バイオマスエネルギー利用促進対策等に要する経費に対して引き続き交付税措置を講じるとともに、⑤ふるさと林道緊急整備事業に要する経費に対しても引き続き起債措置及び交付税措置を講じる。

このほか、新たに、⑥国が実施する「森林整備地域活動支援交付金」と連携した、「森林情報の収集活動」その他の地域における活動に対する交付税措置、⑦水産庁・農村振興局との連携により新たに実施する治山事業、森林整備事業に対する起債、交付税措置を講じる。

国土保全対策としては、①ソフト事業として、U・Iターン受入れ対策、森林管理対策等に必要経費に対する普通交付税措置、②上流域の水源維持等のための事業に必要な経費を下流の団体が負担した場合の特別交付税措置、③新規就業者や林業後継者の定住化のための貸付用住宅の取得・整備、農山村の景観保全施設の整備等に要する経費の起債措置を引き続き実施する。

## **3 税制上の措置**

### **(1) 国税**

ア 所得税については、山林所得に係る森林計画特別控除の適用期限を2年延長する。

イ 法人税については、

(ア) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例について、対象に森林組合合併助成法の適用を受けない森林組合同士の合併を追加した上、その適用期限を3年延長する。

(イ) 植林費の損金算入の特例措置の適用期限を2年延長する。

- (ウ) 森林組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限を2年延長する。
- (エ) 森林組合等の留保所得の特別控除の適用期限を2年延長する。
- ウ 登録免許税については、独立行政法人農林漁業信用基金が債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

## (2) 地方税

- ア 不動産取得税については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置の適用期限を2年延長する。
- イ 固定資産税については、地域エネルギー利用設備（木くず焚ボイラー）の課税標準の特例措置について、適用要件を見直した上、その適用期限を1年延長する。

## 4 金融措置

### (1) 農林漁業金融公庫資金制度

農林漁業金融公庫の林業関係資金については、造林等に必要な長期低利資金について、貸付計画額を606億円とする。沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の農林漁業関係貸付計画額を50億円とする。

林業経営安定資金の一部を組み換え、農林漁業セーフティネット資金とし、森林に係る被害を追加するなど資金を拡充する。

### (2) 林業・木材産業改善資金制度

林業者・木材産業事業者の経営改善等のため、無利子資金である林業・木材産業改善資金の貸付けを行う都道府県に対し、資金の造成に必要な経費について助成する。その貸付枠は100億円とする。

また、森林施業の集約化を行う場合に必要な無利子資金の償還期間の特例を創設する。



### **(3) 木材産業等高度化推進資金制度**

木材の生産及び流通を合理化し、木材の供給及び森林施業の円滑化を図るための運転資金や設備資金を低利で融通する。その貸付枠は1,268億円とする。

また、施業の取りまとめを行う森林組合等に対する素材生産委託費及び伐採と造林を一連の施業として実施するための費用に係る低利の運転資金を創設する。

### **(4) 独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証制度**

林業経営の改善等に必要な資金の融通を円滑にするため、独立行政法人農林漁業信用基金による債務保証の活用を促進する。

### **(5) 林業就業促進資金制度**

林業労働力確保支援センターが、都道府県から資金を借り受けて、新規林業就業者や認定事業主に就業の準備、研修の受講に必要な資金の貸付けを行っている場合に、都道府県に対し、当該資金の造成に必要な経費を助成する。その貸付枠は6億円とする。

## **5 政策評価**

森林・林業施策の実施に当たっては、国民に対する行政の説明責任の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、農林水産省政策評価基本計画等に即し、政策評価を引き続き積極的に行い、その結果を踏まえて施策内容の見直しを行う。

# I 森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

## 1 「美しい森林づくり推進国民運動」の推進

我が国の3分の2を占める森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性の保全などの多面的な機能を有しており、このような機能の持続的な発揮に向け、森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めていくことが必要である。

具体的には、関係閣僚会合の開催等を行い関係省庁の連携を図るとともに、幅広い国民の理解と協力のもと、官民一体となった運動を行うなどの「美しい森林づくり推進国民運動」を展開することにより、木材利用を通じた適切な森林整備、森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり並びに都市住民・企業等幅広い森林づくりへの参画などの取組を総合的に推進する。

## 2 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の展開

「京都議定書目標達成計画」に掲げられた森林による吸収量1,300万炭素トンの確保を図るためには、最新のデータに基づき試算した結果、平成19年度から第1約束期間終期の平成24年度まで、毎年20万 ha の森林整備の追加が必要となっている。このため、以下の5つの柱からなる「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」（農林水産省）の推進を図る。

特に、平成19年度においては20万 ha を超える追加整備量を確保するため、平成18年度補正予算と合わせ、積極的な取組を展開する。

### (1) 健全な森林の整備

健全な森林の育成に向けて、間伐遅れの森林を集中的に解消し、森林吸収源対策の加速化を図るため、間伐等推進3カ年対策等を引き続き推進するとともに、育成複層林施業、長伐期施業等により二酸化炭素を長期にわたって固定し得る森林づくりを推進する。併せて、水産基盤整備事業、農業生産基盤整備事業との連携による



森林整備等を推進する。

また、天然更新を活用した「広葉樹林化促進対策」を推進するとともに、奥地水源林等における針広混交林化等の森林整備対策を推進する。

さらに、林内路網の効率的な整備を推進するとともに「緑の雇用担い手対策事業」等により担い手の確保・育成を図る。

## **(2) 保安林等の適切な管理・保全等の推進**

法令等に基づき伐採・転用規制等の保護・保全措置が採られている保安林等について、水源のかん養等の指定目的に応じた機能が持続的に確保されるよう適切な管理・保全を図る。

このため、保安林の計画的な指定や伐採規制等の適切な運用を図るとともに、優れた自然環境を有する国有林野内の天然生林等については、保護林に設定し、適切な保全・管理を行う。

また、荒廃した保安林等における土砂の流出・崩壊の防止等を図るため、山地災害の発生の危険性が高い地域や奥地水源地域等における荒廃地の復旧整備など、流域特性等に応じた治山施設の整備についてコスト縮減を図りつつ推進する。

## **(3) 木材・木質バイオマス利用の推進**

森林所有者から木材加工業者まで、川上・川下が連携して、低コスト・大ロットの安定的な木材供給の実現を図ることにより、木材の生産・流通に関する構造改革を総合的に推進する。

また、木材供給・利用量の更なる拡大に向け、木材産業の競争力強化、木づかい運動等の消費者対策、木質バイオマスの利用拡大、木材の輸出促進等の取組を推進する。

## **(4) 国民参加の森林づくり等の推進**

森林・林業及び木材の利用に関して、広く国民の理解を得つつ、森林整備を社会全体で支えていくという気運を醸成していくことが重要であることから、植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発活動や森林ボランティア活動への支援等の取組を通じて「国民参加の森林づくり」を推進する。

## **(5) 吸収量の報告・検証体制の強化**

京都議定書第1約束期間における森林吸収量算定に向け、枯死木、落葉・落枝、土壌の炭素動態に関するデータの収集・分析のほか、新たに吸収量算入対象森林の増加率に関するデータの収集等を行う。

# I

## **3 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備**

多様で健全な森林整備や国土保全等を推進し、「美しい森林づくり」を進める。

具体的には、100年先の森林の姿を見据え、間伐等の保育を適切に実施するとともに、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の森林整備を推進する。

また、国民の理解の醸成と参画を促進し、地域を挙げた森林所有者への働きかけを行うほか、今後整備が進まない箇所においては公的主体による森林整備等を推進する。

### **(1) 森林資源の管理体制の整備と関連情報の提供**

市町村森林整備計画において、重視すべき機能に応じた森林の区分である「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」ごとに、望ましい森林施業の方法や推進すべき施策を明らかにするとともに、適切な運用が図られるよう、市町村森林整備計画の指針となる地域森林計画の樹立に対する助言を行う。

また、持続可能な森林経営の推進及び地域森林計画等の樹立に資するため、持続可能な森林経営に関する基準・指標等に係るデータを継続的に把握する森林資源モニタリング調査を引き続き実施し、その調査結果の時系列解析手法や高分解能衛星データ等による解析手法の開発に取り組む。

さらに、森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析し、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を図るため、森林現況の情報を効率的に処理できる森林GISの整備の推進とそれを活用する人材の育成を図るとともに、都道府県と市町村との情報の共有や幅広い関係者に対する情報提供を促進する。

なお、水源地の森林の整備・保全を効果的・効率的に推進するため、林地荒廃の発生と森林の管理状況等との関連性の評価手法を検討する。



## **(2) 森林整備のための地域における取組に対する支援**

適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林施業の集約化のための働きかけにつながる森林情報の収集その他の地域における活動を確保するための支援措置を講じる。

## **(3) 多様で健全な森林の整備**

健全な森林の育成のための間伐はもとより、長伐期林、育成複層林、針広混交林、広葉樹林など、多様で健全な森林の整備を効率的に推進する。

さらに、花粉発生源対策、竹侵入対策等里山エリアの抱える諸課題に対応するため、居住地周辺の森林の整備等を推進する。

## **(4) 間伐等の推進**

森林吸収源対策として、これまでの間伐等推進3カ年対策に加え、水産・農業分野との連携等により強力に間伐等を推進するとともに、森林所有者による自主的な整備が進まない森林におけるモデル的な間伐等を実施する。

また、路網の整備や高性能林業機械の導入等による条件整備を推進するとともに、関係省庁と連携した公共関係工事への間伐材の利用促進や間伐材の用途開拓等に取り組む。

## **(5) 公的な関与による森林整備の推進**

森林所有者等が自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林のうち、山地災害防止、水源かん養等の公益的機能の発揮に対して要請が高く、その適正な整備が必要な場合には、治山事業や独立行政法人緑資源機構により必要な整備を行うほか、森林整備法人等が分収方式等により行う森林整備を推進する。その際、地域の実情を踏まえ、長伐期化、複層林化など、多様な森林の整備を推進する。

また、植栽が行われない伐採跡地については、その新たな発生を抑制しつつ、天然更新を含めた更新を確保する対策を推進する。

さらに、都道府県等が事業主体となって、効率的な整備を実施する手法を構築するモデル的な取組を支援するとともに、公的機関による森林整備を確保する効果的な新手法の構築について検討する。

地域において、公益的機能の発揮を図るための適正な整備を特に必要としている森林については、公有林化を推進する。

### **(6) 路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率の作業システムの整備、普及及び定着**

森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムのモデルを開発・普及するとともに、モデル林における現地研修等による人材育成等を実施する。

作業路網について既存ストックの有効活用や複数年分の一括整備、林道の路肩幅員等の縮減等により効率的な路網整備を着実に推進する。

また、緑資源幹線林道により、地域の林道網の基幹となる林道の開設・改良を実施する。

### **(7) 優良種苗の確保**

森林整備の基礎資材となる優良種苗の安定的な生産・供給を図るため、地域の実情や要望に対応した新品種の開発と生産体制の整備を実施する。

### **(8) 花粉症対策の推進**

森林・林業面からの花粉症対策として、①新たなさし木生産技術の普及や組織培養の手法を用いた増殖等による無花粉や少花粉スギ品種の苗木供給の拡大、②広葉樹林や針広混交林へ誘導するための抜き伐りや雄花の量の多いスギ林の重点的な間伐、③都市部への花粉飛散に影響している発生源地域を推定する調査等を推進する。

### **(9) 省庁間連携による森林整備・保全の推進**

より効果的な森林の整備・保全と、その波及効果の増大を図るため、関係省庁と連携して以下の事業を実施する。

- ①地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策や、生物多様性の保全等、森林の多面的機能を発揮させるための事業の具体化と着実な実施
- ②自然再生を目的として、水土保持等の機能が低下している森林や野生動物の食害を受けた森林等において、郷土樹種の導入など森林環境の保全・整備を実施



- ③森林の再生を目的に含む自然再生協議会への参画とその支援
- ④木質資源の有効利用を通じて森林整備を推進するための、公共事業や環境保全に資する施設等への間伐材利用の促進
- ⑤海岸侵食や潮害等により白砂青松が失われつつある海岸における砂浜の復元や松林の保全等の推進及び森林の整備・保全と漁場整備等の一体的な実施
- ⑥健全な水循環系の構築に向けた水源地域内の集落の生活排水対策、ダム湖の水質浄化事業と連携した水源林整備の推進
- ⑦上下流一体となった総合的な流木災害防止対策等の推進

## 4 国土の保全等の推進

### (1) 保安林の適切な管理の推進

水源のかん養、土砂流出の防備等の公益的機能の発揮が特に要請される森林については、保安林としての計画的な指定を推進するとともに、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報を効率的に管理する体制を整備することにより、国有林と民有林を通じた保安林の適切な管理を一層推進する。

### (2) 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進

豪雨、地震等による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめ地域の安全性の向上に資するため、治山施設の設置等を推進する。また、ダムの上流の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。

治山事業の推進に当たっては、近年の山地災害の発生形態の変化を踏まえ、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握を行うとともに、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施や、流木災害の防止対策等において砂防事業等の他の国土保全に関する施策との連携を図る。

また、山地災害危険地区に係る情報の提供等を通じて、地域における避難体制の整備等との連携により、減災に向けた効果的な事業の実施を図る。

### **(3) 松くい虫等の病害虫被害対策等の総合的、効果的实施**

松くい虫被害対策については、保全すべき松林の重点化を図りつつ、被害のまん延防止のための薬剤散布、被害木の伐倒駆除や健全な松林を維持するための衛生伐を実施するとともに、その周辺の松林において、広葉樹等への樹種転換を推進する。

研究・技術開発等については、抵抗性マツ品種の開発及び普及を促進するほか、航空機により松くい虫被害木を確実にかつ効率的に判別する手法を確立するための調査を実施する。

また、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌による「ナラ枯れ」被害対策については、従来の駆除措置に加えて予防措置を積極的に推進する。

林野火災の予防については、全国山火事予防運動などの普及活動や、予防体制の強化等を図る。

また、各種森林被害の把握及びその防止のため、森林保全推進員を養成する等の森林保全管理対策を地域との連携により推進する。

### **(4) 野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進**

関係省庁の鳥獣保護管理施策と連携を図りつつ、野生鳥獣の生息状況に応じた広域のかつ効果的な森林被害対策を推進するとともに、地域の実情に応じた各般の被害対策を促進するための支援措置を行う。

### **(5) 優れた自然環境を有する森林の保全・管理の推進**

原生的な天然生林や貴重な野生動植物の生息・生育地等となる国有林について、保護林に設定し、必要に応じて植生回復等の措置を講ずることによる適切な保全・管理を推進する。また、野生動植物の種や遺伝的な多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定を推進する。

### **(6) 災害対策**

被災した治山施設や、災害により発生した荒廃地等のうち、国有林及び民有林直轄治山事業の施工区域に係るものについて、直轄治山施設災害復旧事業、直轄治山等災害関連緊急事業等により早期の復旧整備を図るとともに、これら以外のものについては、早期の復旧整備を図るための所要の助成を行う。



また、被災した林道施設、山村環境施設については、林道施設災害復旧事業、災害関連山村環境施設復旧事業により、早期の復旧を図る。

平成16年度の台風第18号・第23号及び平成17年度に激甚指定された三宅島噴火災による森林災害の早期復旧を図るため、被害木等の整理と跡地造林等を行う事業に対して引き続き助成する。

## 5 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進

### (1) 国民参加の森林づくり活動の促進

「国民参加の森林づくり」を以下の取組を通じて推進する。

- ①全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事、緑の少年団全国大会等の普及啓発活動の支援
- ②企業、NPO等の森づくり活動を促進するための、活動マニュアルの作成、研修会の実施、活動フィールド情報等のネットワーク構築、地域や企業のニーズを踏まえた多様な森林づくりの企画の提案等に対する支援
- ③企業の森づくり活動を促進するための、企業の社会貢献ニーズ調査、企業の経営者を対象としたシンポジウムの開催、森づくり活動の評価手法の開発の支援
- ④NPO等による里山林等の自然・文化体験活動の推進
- ⑤巨樹・古木林の保全管理技術など一般市民の緑化活動等への参加を促すための情報の提供や普及啓発

### (2) 森林の多様な利用の推進

森林環境教育活動や里山林の保全活動など、森林の多様な利用及びこれらに対応した整備を進めるため、以下の取組を推進する。

- ①森の子くらぶ活動やモデル学校林の設定などによる幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場の整備の推進、森林管理署等における森林教室の開催等を通じた教育関係機関等との連携の強化
- ②国民参加による森林整備事例の紹介、青少年等による森林ボランティア活動の促進、林業後継者等に対する林業体験学習等の実施
- ③企画・調整力を持つ質の高い人材の育成、活動や施設等の評価基準の策定及び普

及啓発、長期体験活動等のプログラム作り等の実施

- ④地域とボランティア、NPO等との連携による居住地周辺の里山林の整備の支援
- ⑤里山林等の利用活動や保全・整備活動を推進する上下流が連携した取組に対する支援、里山林の保全・利用の動向についての調査
- ⑥教育的な利用に供する森林・施設の整備や、森林づくりへの国民参加など、多様な利用に対応した森林の整備の推進
- ⑦年齢や障害の有無にかかわらず全ての利用者が森林と触れ合えるよう配慮した、国民に開かれた森林の整備

## 6 国民の理解の下での森林整備の社会的コスト負担の検討

森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた森林整備の社会的コスト負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税・課徴金等の活用、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約、森林空間利用等における料金の徴収、森林整備等のための募金、ボランティア活動による対応など様々なものがあるが、これらの対応により社会全体で森林整備を支えていくことの必要性が広く国民に理解されるよう引き続き努める。



## Ⅱ 林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化

### 1 望ましい林業構造の確立

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するための施策を講じる。

#### (1) 効率的かつ安定的な林業経営の育成

経営規模の拡大、林業生産コストの低減を図るため、森林組合等の林業事業体による施業の集約化を推進する。

また、森林施業の集約化につながる森林情報の収集活動等に対する支援措置を講じる。

さらに、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの整備・普及を併せて推進する。

このほか、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に基づく金融・税制上の措置の活用、都道府県知事によるあっせん等の施策を講じる。

#### (2) 林業・木材産業構造改革の推進

低コスト作業路の整備と高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立、特用林産物生産施設の整備等による担い手の定着促進などの措置を講じる。

また、木材加工流通施設や木質バイオマスエネルギー利用施設の整備等による木材・木質バイオマスの利用とともに、木材産業の構造改革を推進する。

さらに、雇用対策等による担い手となる人材等の育成と林業労働災害防止のための研修を実施する。

### **(3) 森林組合による施業の集約化と組合改革の推進**

提案型施業の定着化を図るため、先進地研修及び地域での施業提案書作成の実践などの施策を支援するとともに、森林施業の集約化を促進するため、林業経営相談会の開催などの施策を支援する。

また、森林組合の合併や経営基盤の強化のほか、中小企業診断士等の専門家による指導など、組合の森林施業・経営能力の向上を図るための施策を推進する。

さらに、森林組合系統の適正な組織・業務運営を確保するための検査を引き続き実施する。

### **(4) 森林国営保険の普及**

火災、気象災及び噴火災による森林の損害をてん補する森林国営保険の普及に引き続き努める。

## **2 林業の担い手の確保・育成**

幅広い新規就業者の確保及び育成のため、就業環境の整備を行うとともに、意欲ある林業後継者の技術の向上と地域のリーダーの育成を図る。

### **(1) 林業就業者の確保・育成**

森林整備に必要な担い手の確保を図るため、森林の保全・整備に意欲を有する若者等を対象として、「緑の雇用担い手対策事業」等により、林業の実施に必要な技術・技能を付与するための実地研修を実施するとともに、林業作業体験等の講習や職業・生活相談を実施する。

また、効率的かつ多様な森林施業に精通したリーダーを育成するため、専門的な知識・技術を習得させるための研修を実施する。

### **(2) 林業経営を担うべき人材の確保・育成**

地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業研究グループ等による森林所有者に対する施業実施の働きかけや施業技術の現地実証等の活動に対する支援を実施する。



また、林業後継者を育成・確保するため、森林・林業関係学科高校生等に対するインターンシップ、林業体験学習等を通じた森林施業の推進に関する普及啓発活動を支援する。

### **(3) 林業事業体の雇用管理の改善**

都道府県及び林業労働力確保支援センターによる事業体の経営指導、経営者等の雇用管理研修、指導員の能力向上のための研修等を行う。

また、林業事業体の雇用管理の改善に資する安定的な事業量の確保、収益性の向上等を図るため、インターネットを活用した丸太等の全国規模の売買情報等のネットワークの整備を行う。

### **(4) 労働安全衛生対策の推進**

林業労働における安全衛生の確保を図るため、安全衛生指導員の養成、事業主を対象とした安全管理手法等の指導、振動障害予防対策の促進、伐木作業技術の現地研修会、高性能林業機械等の大型機械や高齢者の安全作業の現地研修・指導、蜂刺されに関する知識及び危険性についての普及啓発等の事業を、近年の災害の発生状況を踏まえつつ重点的かつ効果的に実施する。また、作業の安全を確保するために開発すべき安全作業機械・器具等の開発・改良を実施する。

一方、国有林野事業については、安全管理体制の機能の活性化、安全作業の確実な実践等を徹底するとともに、職員の生活習慣病予防等の健康保持増進対策や心の健康づくり対策を推進する。

### **(5) 女性の参画及び高齢林業者の活動の推進**

女性の林業経営への参画を促進するための研修会開催等の支援を実施するとともに、林業女性グループの活動やネットワーク化の促進を通じて、女性が林業経営に参画、活動しやすい環境づくりを推進する。

また、山村への回帰が期待される団塊世代等を対象とした所有森林の経営・管理のための情報提供や研修等の支援、森林・林業を担ってきた高齢者の技術を伝承するための林業体験学習会の開催等への支援を実施する。

### 3 地域資源の活用等による魅力ある山村づくりと振興対策の推進

過疎化・高齢化が進展する山村の活性化を図るため、山村の主要な産業である林業等の振興に加え、山村における所得機会の確保、都市と山村の交流、定住条件の整備等の施策を推進する。

#### (1) 地域の特徴を生かした美しく住みよい山村づくり

森林等の地域資源を活かした異業種連携等によるツーリズム、特産物の開発など新たなビジネス（森業・山業）の創出に向けた事業の試験運用・製品の試作、施設の整備等を引き続き推進する。

また、地域が主体となった里山エリアの再生を支援するため、地域が自ら設定した目標・指標に基づき、居住地周辺の森林と居住環境基盤の整備を総合的に推進する。

#### (2) 定住促進のための受け入れ体制の整備

都市との交流や地域資源を活用した山村への定住促進モデルを構築するとともに、山村活性化に資する人材の育成や、林業就業者等の山村への定住促進に必要な用排水施設、防災安全施設等の生活環境の整備を実施する。

#### (3) 森林と農用地の一体的整備

農林業の振興による地域の維持と森林・農用地の公益的機能の発揮を図るため、独立行政法人緑資源機構が水源林造成と一体として農用地等の整備を行う特定中山間保全整備事業を計画的に実施するとともに、事業の実施に先立ち必要な調査を実施する。

#### (4) 山村振興対策等の推進

「山村振興法」に基づき、都道府県による山村振興基本方針と市町村による山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の計画的な推進を図る。

また、山村地域の産業の振興に加え住民福祉の向上にも資する林道の整備等に助成するとともに、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備に助成する。



加えて、山村振興法に基づく認定法人が取得する機械等の特別償却制度（機械11%等）を2年延長するとともに、振興山村の農林漁業者等に対し、農林漁業金融公庫から長期低利の振興山村・過疎地域経営改善資金の融通を行う。

## 4 特用林産の振興

きのこや山菜、木炭などの特用林産物は、農山村地域において貴重な収入、就労の機会などをもたらす、林業の持続的発展及び農山村地域の活性化に重要な役割を果たすものであることから、生産から消費に至るまでの振興に向けた施策を推進する。

### （1）特用林産物の生産・供給体制の整備

産地の特性に応じた特用林産物の供給体制の確立に向け、生産基盤の高度化、作業の省力化、品質の安定化、販売体制の多様化等に対応した、生産、供給等の施設を整備するとともに、竹材の利用促進に資する加工施設等の整備を推進する。

また、特用林産物の優良生産地の事例調査の実施と、その普及等を推進する。

### （2）適切な情報提供による需要の拡大と輸出促進

消費者への品質・安全性等に関する適切な情報提供を推進するとともに、適正な流通を確保するための調査や、全国的な利用の拡大に向けて必要となる竹製品、木炭の統一規格の制定、その規格及び製品の普及等を実施する。

また、乾しいたけ等の輸出を促進するため、生産体制の整備等を推進する。

## 5 過疎地域対策等の推進

人口が著しく減少し、生活環境の整備等が他の地域より低位にある過疎地域及び半島地域について、都道府県が市町村に代わって整備することができる基幹的な林道を指定し、その整備につき助成する。

また、過疎地域の農林漁業者等に対して長期低利の振興山村・過疎地域経営改善資金を融通するとともに、過疎地域の定住条件の整備と農林漁業の振興等を総合的に行う事業等に助成する。

## Ⅲ 林産物の供給及び利用の確保

### 1 木材の安定供給体制の整備

#### (1) 生産・流通体制の整備

木材供給体制の整備を図るため、全国11のモデル地域において、川上・川下の事業者が一体となって生産・流通・加工の各段階でのコストダウン、大ロットの安定的な木材供給体制を確立する「新生産システム」を推進する。さらに、森林組合等の林業事業体による森林所有者への積極的な施業提案による施業の集約化の推進、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの開発・普及、供給可能な原木量情報の取りまとめと需給のマッチング等により、木材安定供給体制の整備を推進する。

#### (2) 流域内、流域間の連携の促進

民有林・国有林を通じた流域内の森林・林業・木材産業関係者及び上下流住民等の連携・協力により、森林の流域管理システムの一層の推進を図るため、都道府県境を越える圏域における流域間の住民や森林・林業・木材関係者が連携して取り組む木材産地形成のための協定の締結、上下流市町村間の森林整備協定の締結や森林環境教育活動等を支援する。

### 2 木材産業の競争力の強化

木材の需要構造の変化を踏まえ、木材の供給量を確保するため、製材・加工の大規模化や消費者ニーズに対応した製品開発等を推進するための施策を講じる。

#### (1) 製材・加工体制の整備

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、①生産性・品質の向上等により外材に対抗できる競争力のある木材産地を形成するために必要な乾燥施設等高次加工施設等の導入、②これまで利用が低位で



あった曲がり材や間伐材等を集成材や木質ボード等として安定的に供給する加工施設等の整備、③川上と川下が連携して製材工場の大型化、中小製材工場の協業化等を推進し、低コストで品質・性能の確かな製品の安定供給を図るための木材加工流通施設等の整備を実施する。

さらに、事業者が経営の多角化等を図るための製材加工施設の導入とそれに伴う設備廃棄に必要な資金の借入について利子助成を実施する。

加えて、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確な製品については、供給能力の向上や資源の有効利用を図るために必要な機械設備のリース料の一部助成を実施する。

## **(2) 消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化**

森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者までの地域の関係者等が一体となった「顔の見える木材での家づくり」の情報提供などにより普及を図る。

また、住宅分野において地域材の新しい市場を開拓し、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発と普及の支援を実施する。

さらに、製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進する。

## **3 消費者重視の新たな市場形成と拡大**

木材の新たな市場形成と需要の拡大を図るため、ターゲットに応じた戦略的な普及、海外市場の積極的な開拓、木質バイオマスの総合的利用等を推進する施策を講じる。

### **(1) 企業・生活者等のターゲットに応じた戦略的普及**

木材に関心のある層の消費行動を実需に直結させるための働きかけや、新規需要につながる無関心層の掘り起こしを行うためのキャンペーン活動、企業のニーズに応じた情報提供やアドバイスなどを実施する。

また、文部科学省や厚生労働省と連携し、展示効果やシンボル性の高い学校関連施設や木製遊具などを整備することにより、木材利用を推進するとともに、市民や

児童に対する木材利用に関する教育活動を促進するため、「木育」の基礎となるプログラムの検討などを実施する。

さらに、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給の安定を図る事業等を実施する。

## (2) 海外市場の積極的拡大

国産材の海外市場の拡大を図るため、輸出先国の現地情報等の収集・提供、効果的なPR手法等の検討、国産材部材を用いたモデルルームや国産材製品の見本市等への出展支援、現地の情報媒体を通じた国産材製品の宣伝普及を実施する。

## (3) 木質バイオマスの総合的利用の促進

未利用木質資源の利用を促進するため、地域内の木質バイオマス供給者、利用者等が連携した木質バイオマス利活用施設の整備を推進するとともに、民間企業等から提案された新たな取組を実践し、木質バイオマスを総合的に利用するモデルを構築するほか、ペレットの規格化と普及を推進する。また、国産木炭等の普及促進を図るため、消費者等を対象とした説明会の開催等を推進する。

## 4 適切な木材貿易の推進

WTO交渉においては、持続可能な開発を実現する観点から、地球規模での環境問題の解決・改善に果たす森林の役割、再生可能な有限天然資源としての森林の特徴に配慮し、各国における持続可能な森林経営の推進に資する貿易のあり方が議論されるべきとの基本的考え方にに基づき交渉に臨む。

各国との経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）交渉に当たっては、国内農林水産業への影響を十分踏まえ、「守るべきもの」は「守る」という考え方のもと、個別品目の事情に応じて対応するとともに、交渉を通じて持続可能な森林経営、地球環境の保全への取組の推進等に資するよう努める。



## IV 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

### 1 研究・技術開発等の効率的・効果的な推進

森林、林業及び木材産業分野の研究・技術開発や林木育種に関する戦略を踏まえ、国、独立行政法人が都道府県の試験研究機関、大学、学術団体、民間企業等との産学官連携の強化を図りつつ、研究・技術開発を効率的かつ効果的に推進する。また、研究・技術開発の成果については、達成目標に照らして評価を行う。

#### (1) 試験研究の効率的推進

独立行政法人森林総合研究所において、地球温暖化対策に向けた研究、森林と木材による安全・安心・快適な生活環境の創出に向けた研究、社会情勢変化に対応した新たな林業・木材利用に関する研究、新素材開発に向けた森林生物資源の機能解明に関する研究及び森林生態系の構造と機能の解明に関する研究を実施する。

効率的な研究及び成果の活用を図るため、独立行政法人森林総合研究所が主導的な役割を担いつつ、都道府県の試験研究機関、民間団体等と連携して試験研究を推進する。

森林吸収源に関しては、基礎的研究のほか新たに京都議定書次期約束期間における森林吸収量の計上方法等についての研究を推進する。

#### (2) 林木育種の効率的推進

林木の新品種開発については、安全で快適な国民生活の確保や多様な森林整備に資するため、花粉症対策に有効な品種、地球温暖化防止に資する品種、国土や自然環境の保全等及び林産物供給機能の向上に資する品種の開発を進める。

また、絶滅危惧種や天然記念物等の貴重な林木の遺伝資源の収集、保存及び特性評価等を推進する。

これらの林木育種の推進に当たっては、林木育種戦略に基づき、多様化・高度化する国民ニーズに対応するため、独立行政法人森林総合研究所が中核となり、都道府県、大学等関係機関との緊密な連携の下に効果的、効率的な実施を図る。

### (3) 森林・林業・木材利用に関する技術の開発

森林整備の低コスト化を図るため、①長伐期化等多様な森林整備に対応した大径材を処理できる高性能林業機械等の開発、②地形・林分条件など地域特性に適した作業システムに対応できる高性能林業機械等の改良、③低コスト・効率的なバイオマス収集・運搬システム及びそれに必要な収集・運搬機械の開発、④間伐に伴って発生する未利用材や土場残材の活用を支援するコストシミュレーションソフトの開発のためのデータ収集、⑤効率的な植栽作業を可能とする新たな育苗・造林技術の開発、⑥産学官の英知を結集し、効率的な森林整備等を推進するための提案公募型の技術開発を実施する。

また、木材の有効利用や木材利用の高度化を図るため、提案公募型により民間企業等が行う地域材の利用拡大を推進する技術開発の支援、地域材を利用した低コスト木製ガードレール等の開発を推進する。

さらに、木材の新用途の創出のため、木材をリグニンとセルロース系成分に分離し、リグニン成分を用いた付加価値の高い製品を製造する技術の開発を推進するとともに、輸送用燃料への利活用のため、木質バイオマスからのエタノール製造技術の開発の加速化に向け、低コストで最適な製造システムの設計を行う。

## IV

## 2 効率的・効果的な普及指導の推進

国と都道府県が共同した林業普及指導事業を実施することにより、都道府県間の均衡のとれた普及指導水準を確保するため、林業普及指導員の資格試験を行うほか、普及指導員の配置、普及活動に必要な機材等の整備等に必要な経費等について林業普及指導事業交付金を交付する。

また、地域が一体となった森林の整備及び保全や林業生産活動を推進するため、地域の指導的林業者や施業等の集約化に取り組む林業事業者等を対象とした重点的な普及活動を、林業普及指導事業等を通じて効率的かつ効果的に推進する。

さらに、林業研究グループへの支援のほか、インターネットを活用した支援体制や林業普及指導員を対象とした研修の充実、外部評価制度の導入等を図る。



# V 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

## 1 開かれた国民の森林の推進

公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、適切で効率的な事業運営の確保を図る中で、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を引き続き推進する。

## 2 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進

国土保全等の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている国有林野の特性を踏まえるとともに、多様化する国民の要請に適切に応えるため、森林・林業基本計画に従い、以下の施策を着実に推進する。

その際、流域の実態を踏まえながら、民有林施策と国有林野事業が一体となって地域の森林整備や林業・木材産業の振興を図るため、森林の流域管理システムの下で民有林との連携を推進する。

### (1) 森林計画の策定

「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、32森林計画区の地域管理経営計画を策定する。また、「国有林野管理経営規程」に基づき、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即して、32森林計画区の国有林野施業実施計画を策定する。

### (2) 健全な森林の整備の推進

森林の流域管理システムの下、山地災害の防止、水源かん養等の水土保持機能の発揮、自然環境の保全・形成、保健・文化及び教育的な森林の利用、森林資源の循環利用を推進する基盤となる森林の整備を、それぞれの森林に適した路網の整備を含めて、森林環境保全整備事業により効果的に実施する。

また、山村振興に寄与するため、山村地域における定住条件の改善や都市との交流等を促進する。

特に、地球温暖化の防止、国土の保全等の森林のもつ公益的機能の高度発揮や国民のニーズに応えた多様で活力ある森林整備を一層推進する観点から、間伐の集中的な実施や針広混交林化等を促進するための森林整備を推進する。

これらの森林の整備に係る経費の一部について、一般会計から繰入れを行う。

### **(3) 森林の適切な保全管理の推進**

公益林については、公益的機能をより一層発揮させるための管理経営を推進し、この保全管理に要する経費、並びに、保安林等の保全管理、国有林の地域別の森林計画の樹立、保安林の指定・解除等、森林・林業に関する知識の普及及び技術指導に要する経費の一部につき一般会計からの繰入れを行う。

原生的な天然生林や野生動植物の生息・生育地等の国有林については、生物多様性の保全等の観点から、保護林や保護林相互を連結してネットワークとする「緑の回廊」の設定を推進するとともに、貴重な野生動植物や保護林の状況を的確に把握し、必要に応じて植生の回復等の措置を講ずる。また、天然生林における生物多様性を含めた適切な管理経営を実施するため、希少野生動植物種に関する情報の蓄積・共有化システムの整備、保護林におけるモニタリング調査の実施など体系的な管理を推進する。

さらに、世界自然遺産に登録されている「屋久島」、「白神山地」及び「知床」の保全対策並びに世界文化遺産と一体となった景観を形成する森林の景観回復対策を講じる。

加えて、国有林野内に生息又は生育する国内希少野生動植物種の保護を図る事業、森林生態系保護地域バッファゾーンにおける普及活動を促進する事業、NPO等と連携した自然再生推進のための事業等を行う。

このほか、林野火災、廃棄物の不法投棄等の森林被害については、未然防止のための森林保全巡視を行うとともに、地域の自治体、警察、ボランティア等と連携した清掃活動等を実施する。

また、天然生林の適切な保全管理及び植生の保全・回復を入込者への指導等の強化や巡視等により行い、これに要する経費について、一般会計からの繰入れを行い、国民の負託に応えた国有林野の管理経営を適切に実施する。



#### **(4) 国有林野内の治山事業の推進**

集中豪雨や地震等により著しく森林の水土保持機能が低下した流域において、近接する民有林と国有林を一体とした治山計画による総合的な治山対策の実施や、治山事業と砂防事業の連携による総合的な流木対策の実施を推進する。

また、多様な災害の発生状況等に応じた、山地災害の未然防止や、保安機能の低下した奥地水源地域や荒廃森林において、広葉樹の導入による育成複層林への誘導・造成など治山事業による森林整備を実施する。

#### **(5) 国民による積極的な利用の推進**

管理経営の透明性の確保を図るため、情報の開示や広報の充実を進めるとともに、森林計画の策定等の機会を通じて国民の要請の的確な把握とこれを反映した管理経営の推進に努める。

体験・学習活動の場としての「遊々の森」の設定・活用を図るとともに、学校、NPO、企業等、多様な主体と連携して森林環境教育を推進する。

また、NPO等による森林づくり活動の場としての「ふれあいの森」や、伝統文化の継承等に貢献する「木の文化を支える森づくり」、企業の社会貢献活動としての「法人の森林」のほか、新たにNPO等による協働型の「知床自然の森林づくり」に取り組むなど国民参加の森林づくりを推進する。

#### **(6) 林産物の供給**

適切な生産・販売により持続的かつ計画的な木材の供給に努めるとともに、森林・林業基本計画の下、民有林・国有林が連携して行う地域材の安定供給体制の構築に取り組むこととし、システム販売の推進や低コスト作業システムの開発・普及に努める。

また、民間事業者の能力を活用しつつ効果的な事業運営を図るため、引き続き収穫調査の委託、民間市場への販売の委託を推進する。

### **(7) 国有林野の活用**

国有林野の所在する地域の社会経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善、地域における産業の振興、住民の福祉の向上に資するよう、貸付け、売払い等による国有林野の活用を積極的に推進する。

さらに、「レクリエーションの森」について、民間活力を活かしつつ、利用者のニーズに対応した施設の整備や自然観察会等の開催、レクリエーションの場の提供等を行うなど、その活用を推進する。

## **3 適切で効果的な事業運営の確保**

簡素で効率的な組織機構の下で、伐採、造林等の実施行為を民間事業者に委ねる等により、必要最小限の職員数で効率的に事業を実施する。

## VI 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進

### 1 国際対話への参画及び国際会議の開催等

世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進するため、国連森林フォーラム（UNFF）などの国際対話に積極的に参画・貢献するほか、関係各国、各国国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進する。とりわけモントリオール・プロセスについては、平成19年1月からカナダ政府に代わり日本が事務局を務めていることから、現在行っている指標の見直しのほか、他の国際的な基準・指標プロセスとの連携・協調の促進等についても積極的に貢献する。

また、国連森林フォーラムにおいては、世界の森林の持続可能な経営を推進するために地域レベルでの取組を強化する方向であり、アジア地域における持続可能な森林経営の推進に向けた課題解決のため、国際専門家会合を開催する。

さらに、我が国がインドネシア政府と共同で提唱したアジア森林パートナーシップ（AFP）の枠組みの下で、参加パートナーとの対話・連携を図りつつ、アジア地域における違法伐採対策、森林火災の予防、荒廃地復旧・再植林等の取組を推進する。

### 2 国際協力の推進

開発途上国等への技術・資金協力及び違法伐採対策、持続可能な森林経営への取組を推進する。

#### (1) 開発途上国の森林保全等のための調査及び技術開発

アフリカなどの難民キャンプ周辺地域における森林等の保全・復旧活動の実施、インド洋津波等被災地域における災害防備機能に着目した森林施業・管理体制の確立及びシベリア・極東地域における持続可能な森林経営の推進体制強化等に支援・協力する。

また、違法伐採等の所在や規模の把握及びその対策の効果等の定量的な予測を行うための計量モデルの開発等を行う。

## **(2) 二国間における協力**

国際協力機構（JICA）を通じ、専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与や、これらを柔軟に組み合わせた技術協力プロジェクト及び専門家の養成と確保を実施する。また、開発途上地域の森林管理計画の策定等を内容とする開発調査を実施する。

開発途上国からの要請を踏まえ、無償資金協力において、植林及び保育等のための役務等に対する供与のほか、実施に向けた調査をJICAを通じて行う。また、国際協力銀行（JBIC）を通じ植林案件に対する円借款による支援を検討する。

日韓農林水産技術協力委員会及び日中農業科学技術交流グループ会議による技術交流を推進する。

## **(3) 国際機関を通じた協力**

国際熱帯木材協定の実施機関である国際熱帯木材機関（ITTO）への拠出を通じ、持続可能な森林経営及び違法伐採対策を推進するため、木材貿易情報システム確立のための事業等に対する支援を行う。

国連食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、開発途上国の森林の減少・劣化に対処するため、共通した森林経営の「基準・指標」を設定し、アジア諸国の持続可能な森林経営の進捗状況について客観的にモニタリング、評価及び報告を行う活動を支援する。

我が国の民間団体等が行う中国への植林協力を推進するため、日中民間緑化協力委員会を通じた協力を支援する。

## **(4) 民間の組織を通じた国際協力への支援**

民間団体を通じ、民間植林ネットワークによる情報提供や、小規模モデル林の造成等海外植林活動の促進を支援する。

日本NGO支援無償資金協力制度及び草の根・人間の安全保障無償資金協力制度等により、我が国のNGOや現地NGO等が開発途上国で行う植林、森林保全の協力活動に対し助成する。



### 3 地球温暖化問題への国際的対応

京都議定書目標達成計画で定められた、クリーン開発メカニズム（CDM）等の京都メカニズムの計画的な推進のため、CDM植林に関する人材育成、情報整備、技術マニュアルの作成等を引き続き実施することにより、民間事業者等によるCDM植林プロジェクトの実施促進を図る。

### 4 違法伐採対策の推進

二国間、地域間、多国間協力を通じて、木材追跡システムの開発、合法木材の普及啓発等のプロジェクトを支援するなど、違法伐採対策を推進する。また、違法伐採対策を講じた場合の効果等を定量的に予測するためのモデルを開発する。

加えて、合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品の供給を行う木材関連業界の取組に対する支援を行うとともに、地方公共団体や民間企業等に対して「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性について普及啓発等を実施する。

